

# 学校いじめ・体罰防止基本方針策定ガイドライン

令和4年4月 生徒指導部

学校いじめ・体罰基本方針	
大分大学教育学部附属特別支援学校	
いじめ・体罰防止ガイドライン	
1	学校いじめ・体罰防止基本方針 (基本方針策定の意義と内容)
2	いじめ・体罰とは (1) いじめ・体罰の定義 (2) いじめ・体罰に対する基本的な考え方
3	いじめ・体罰防止の基本的な方向と取り組み (1) 指導体制、組織体制 (2) 年間指導計画
4	いじめ・体罰防止の措置 (1) いじめ・体罰の予防 (2) 早期発見 (3) いじめ・体罰への対応
5	重大事態への対応

各項目の具体的内容

<b>1 学校いじめ・体罰防止基本方針</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめや体罰の未然防止に向けた体制の整備</li><li>・早期発見、早期対応</li><li>・組織的な対応</li><li>・人権意識の高揚、共通理解</li><li>・関係機関（大学、教育委員会、学校評議員）との連携</li></ul>	
<b>2 (1) いじめの定義</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</li></ul> <b>(2) いじめに対する基本的な考え方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめはどの子どもにも起こりうるという考えで、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整える</li><li>・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他</li></ul>	<b>2 (1) 体罰の定義</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「体罰」とは、保護者や教員などが、子どもや生徒などの管理責任の下にあると考えられる相手に対し、教育的な名目をもって、肉体的な苦痛を与える罰を加えること</li></ul> ※この場合の苦痛とは、叩くなど直接的なものから、立たせたり座らせたりするなど動くことを禁ずる間接的なものも含む
	<b>(2) 体罰に対する基本的な考え方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・校長および教員は教育上必要があると認める時は、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはで</li></ul>

<p>の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校においては、障がい特性に起因する衝動性等により、他の児童生徒を押すなどした場合はいじめとは考えないが、自己のストレス解消等の理由で他の児童生徒の心身を傷つける言動があった場合については、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を訴えなくてもいじめと考える</li> <li>・当人は苦痛として感じていないと思われる場合においても客観的に見て、本人の人間性を損なうような言動があった場合もいじめと考える</li> </ul>	<p>きない（学校教育法第11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校においては、視覚的優位の児童生徒に、意図的に口頭でのみの指示を与え続ける、手指機能の弱い児童生徒にひも通しなど無理な課題を強要すること等、障がい特性から起因する困難な面を強いることも体罰の1つだと考える</li> </ul>
<p><b>3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み</b></p> <p><b>(1) 指導体制、組織体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題を明確にする</li> <li>・取組の内容や具体的な指導の基準を共通理解する</li> <li>・役割分担を明確にし、相互補完的に協力する意識をもつ</li> <li>・いじめ・体罰防止委員会の設置（詳細別紙） 校長、教頭、教務主任、学部主事、当該児童生徒の担任、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭で構成する</li> </ul> <p><b>(2) 年間指導計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修会の企画、立案</li> <li>・調査結果、報告等の情報の整理、分析</li> <li>・いじめ・体罰が疑われる案件の事実確認、判断、指導</li> <li>・配慮を必要とする児童生徒（被害者・加害者・周囲の子ども）への支援</li> </ul>	<p><b>3、体罰防止の基本的な方向と取り組み</b></p> <p><b>(1) 指導体制、組織体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題を明確にする</li> <li>・取組の内容や具体的な禁止事項の基準を共通理解する</li> <li>・体罰の予備軍的な行動や考え方に対してもお互いに注意しあえる環境を整える</li> </ul>
<p><b>4 いじめ防止の措置</b></p> <p><b>(1) いじめの予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの未然防止に向けた体制の整備</li> <li>・人権教育の充実</li> <li>・保護者、地域、関係機関との連携</li> </ul> <p><b>(2) 早期発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中だけでなく、休み時間や登下校時の子どもの様子を観察する</li> <li>・情報収集（日々の連絡帳、教職員全員から地域の声、児童生徒への聞き取り等）に努める</li> </ul>	<p><b>4 体罰防止の措置</b></p> <p><b>(1) 体罰の予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰の未然防止に向けた体制の整備</li> <li>・人権教育の充実</li> <li>・保護者、子どもの思いを学ぶ</li> <li>・日頃の自分の言動を振り返る</li> </ul> <p><b>(2) 早期発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中や休み時間、その他の学校生活の中でのお互いの言動を振り返る</li> <li>・児童生徒の教員に対する態度でおかしいと思うところはないか観察する</li> </ul>

<p><b>(3) いじめへの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対しては、共感的に受け止め、必ず守るという姿勢を示す</li> <li>・身体や金品の被害状況の確認</li> <li>・被害者へのカウンセリングを行う</li> <li>・加害者に対しては、いじめは許されない行為であることを指導するとともに、いじめ行為に及んだ心理的背景や原因等を探り、解決することに努める</li> </ul> <p>・いじめではないかという事案が起こった場合は速やかに以下の流れで対応し、問題解決に努める</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導部に連絡（おおよその状況把握）</li> <li>②管理職に報告</li> <li>③いじめ防止委員会を立ち上げ、情報を共通理解するとともに、詳しい調査を行い、事実関係を正確に把握する</li> <li>④具体的な指導・支援、手だてを決めたうえでお互いの保護者に連絡</li> <li>⑤いじめ解決に向けての継続指導・経過観察を含めた具体的な指導を行う</li> </ol>	<p><b>(3) 体罰への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰はいかなる場合であっても許されないという気持ちで指導する</li> </ul> <p>※「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」（平成19年度文部科学省通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰ではないかという事案が起こった場合は速やかに以下の流れで対応し、問題解決に努める</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導部に連絡（おおよその状況把握）</li> <li>②管理職に報告</li> <li>③体罰防止委員会を立ち上げ、情報を共通理解するとともに、詳しい調査を行い、事実関係を正確に把握する</li> <li>④当該児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒・保護者に謝罪</li> <li>⑤体罰事案として今後の扱いについて検討するとともに全教職員に対し、研修等を行う</li> </ol>
<p><b>5 重大事態への対応</b></p> <p><b>(1) 重大事態の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑い</li> <li>・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い</li> </ul> <p><b>(2) 具体的対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止委員会を中心に事実関係を調査把握する</li> <li>・保護者に連絡を取り、事実関係を説明する</li> <li>・いじめ解決への指導、支援を行うとともに経過観察、継続指導を行う</li> </ul>	<p><b>5 重大事態への対応</b></p> <p><b>(1) 重大事態の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的または精神的に重大な被害が生じた疑い</li> <li>・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い</li> </ul> <p><b>(2) 具体的対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰防止委員会を中心に事実関係を調査、把握する</li> <li>・保護者に連絡を取り、事実関係を説明する</li> <li>・体罰根絶に向けての指導を行う</li> </ul>

## いじめ・体罰防止委員会について

### 1 いじめ・体罰防止委員会設置の意義

- ・いじめや体罰の起こりにくい、起こらない学校にするために、学校全体をあげての組織的対応が不可欠であるため、この会を設置する。また、些細だと思われることでも委員会に情報があがってくるように全教職員にいじめ・体罰防止委員会の設置の意義や役割について共通理解しより実効的な問題の解決を行う

### 2 構成メンバー

いじめ・体罰防止委員会
校長、教頭、教務主任、学部主事、当該児童生徒の担任、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭

### 3 主な業務内容

- ・基本方針の立案
- ・いじめや体罰の未然防止に向けた体制の整備
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめ・体罰が疑われる案件の事実確認、判断、指導
- ・配慮を必要とする児童生徒への支援
- ・取り組み内容の見直し、改善

### 4 組織図（緊急時の対応等）

<p>①いじめの場合</p> <p>いじめの認知（疑われる場合も含む）</p> <p>↓</p> <p>生徒指導部に連絡（おおよその状況把握）</p> <p>↓</p> <p>管理職に報告</p> <p>↓</p> <p>いじめ防止委員会を立ち上げ、情報を共通理解するとともに、詳しい調査を行い、事実関係を正確に把握する</p> <p>↓</p> <p>具体的な指導・支援、手だてを決めたうえでお互いの保護者に連絡</p> <p>↓</p> <p>いじめ解決に向けての具体的指導を行う 要継続指導・経過観察</p>	<p>②体罰の場合</p> <p>体罰の認知（疑われる場合も含む）</p> <p>↓</p> <p>人権教育担当に連絡（おおよその状況把握）</p> <p>↓</p> <p>管理職に報告</p> <p>↓</p> <p>体罰防止委員会を立ち上げ、情報を共通理解するとともに、詳しい調査を行い、事実関係を正確に把握する</p> <p>↓</p> <p>当該児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒・保護者に謝罪</p> <p>↓</p> <p>体罰事案として今後の扱いについて検討 全教職員に研修等を行う</p>
---	--